

1 指定居宅介護支援事業所の新規指定申請について

(1) 新規指定スケジュールについて

指定日の2か月前の1日（土・日・祝日の場合は、平日の翌開庁日）までに、申請書類を提出してください。

例：6月1日指定を希望する場合には、4月1日までにご提出ください。

(2) 申請から指定までの流れ

① 事前相談

申請書をご提出いただく 2週間前までに、事前相談のご連絡をお願いいたします。

※介護保険課介護保険制度担当 042-335-4031（直通）

② 申請準備

申請書様式は、府中市のホームページからダウンロードすることができます。注意点等については、ホームページ掲載のデータ「**【指定（更新）・変更】必要書類一覧・様式等**」内の「**【指定・更新】必要書類一覧**」を参照してください。編纂についても、指定のとおりにご用意ください。

③ 申請

申請の受付は府中市役所おもや1階3番窓口介護保険課介護保険制度担当にて行います。事前に予約のうえ、来庁してお申し込みください。

④ 受理

指定を受けるにあたっては、申請期限までに指定申請書類を受理される必要があります。記入漏れや書類の不備等があった場合は、受理できません。また、**申請内容に不備が多く審査に支障をきたす場合は、指定を希望する月に指定ができない場合があります。**余裕をもったスケジュールで申請手続きを進めるようお願いいたします。（事前相談は随時受付いたします。提出予定書類等を事前に確認することができますので、随時ご相談ください。）

⑤ 審査

申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているか書面審査

を行います。

⑥ 指定の決定

指定月の前月末までに指定決定通知書を、ご来庁頂き直接お渡しいたします。指定決定通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

⑦ 告示

新規指定事業者については、指定日付で告示します。

2 指定居宅介護支援事業所の指定更新申請について

(1) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、**6年間**です。指定を受けた日（または前回の指定更新を受けた日）から6年後の日の前日が有効期間の満了日となります。

(例) 令和6年6月1日に指定を受けた場合 → 有効期間満了日は令和12年5月31日で、有効期間満了日までに、指定更新を受けなければなりません。

(2) 指定更新の概要

平成18年4月施行の改正介護保険法で、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして、事業所の指定に有効期間(6年)が設けられました。更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うこととなります。また、人員・設備等の基準を満たしていない場合や、基準に従って適切な事業の運営がされていない場合のほか、申請法人やその役員等が過去に介護保険サービスで指定の取り消し処分を受けた等の欠格事由に該当する場合は、指定更新を受けることができません。

(3) 指定更新申請から指定更新までの流れ

概ね指定有効期間満了日の**3か月前までに**、詳細についてご案内しますので、指定更新書類を提出してください。

申請後の流れは新規指定の場合と同様で、受理、審査を経て指定更新月の前月末までに指定更新を決定し、決定通知を送付します。

3 編纂について

(1) 編纂順序

指定（指定更新）申請書、付表、添付書類一覧は、申請書を筆頭に、ホームページ掲載のデータ「**【指定（更新）・変更】必要書類一覧・様式等**」内の「**【指定更新】必要書類一覧**」に記載の番号順に並べ、ご提出ください。